



生活困窮者自立支援事業

多久市生活自立支援センターだより



すてっぴ

第82号（2023年10月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

障害年金についてご存じでしょうか？

「年金」と聞くと、老後の生活を支えるものというイメージが一般的ですが、公的年金には様々な種類があり、障害年金は病気や不慮の事故によって仕事や生活が困難になったときに支給される社会保障制度です。65歳未満であっても保険料の納付要件などの条件を満たしていれば受給の対象となる場合があります。センターでも、相談を受けつけていますので、お気軽にご相談ください。

▼障害等級の考え方		出典：日本年金機構ホームページ
等級	厚生年金	国民年金
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方。	
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方。	
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方。	—

障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いには「障害認定基準」において定められています。
気になられた方は、お気軽にセンターまでご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593

【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00

※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）・小野原（就労準備支援員）・池田（相談支援員）

文責：北島（主任相談支援員）